

平成15年第1回  
西多摩衛生組合議会臨時会

平成15年1月24日

西多摩衛生組合議会

平成15年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 平成15年1月24日(金)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 出席議員

1番 岡本とし子君	2番 谷 四男美君	3番 近藤 浩君
5番 高野 幸助君	6番 永井 寅一君	7番 大塚 勝江君
8番 小山 勝己君	9番 門間 淑子君	11番 森田 昌巳君
12番 沼崎 満子君		

欠席議員

10番 須釜 亮次君

正副管理者

管 理 者	並木 心君	副 管 理 者	竹内 俊夫君
副 管 理 者	坂本 昭君	副 管 理 者	石塚幸右衛門君

(福生市副管理者職務代理者助役)

収 入 役 飯田 恭之君

西多摩衛生組合

事 務 局 長	森田 義男君	業 務 課 長	田端 元君
総 務 課 長	渡辺 良郎君	施 設 課 長	加藤 一夫君
管 理 課 長	島田 善道君		

構成市町担当職員

青梅市環境部長	中里 全利君	福生市生活環境部長	高橋 保雄君
羽村市産業環境部長	下田 和敏君	瑞穂町生活環境課長	池谷 安夫君

平成15年第1回西多摩衛生組合議会臨時会次第

平成15年1月24日

午後1時30分

組合会議室

議 題

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定出について

日程第3 承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第1号

平成14年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)

日程第5 議案第2号

平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳君） 本日は、平成15年第1回西多摩衛生組合議会臨時会の収集を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、多数のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員10名、欠席議員2名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成15年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） 皆様改めて新年明けましておめでとうございます。

本日は、議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げますけれども、年初に当たりまして、臨時議会の招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜りまして、重ねて厚くお礼を申し上げます。

現在の組合の状況についてご説明をさせていただきたいと存じますけれども、平成14年度のごみの搬入量につきましては、7万5,000トンと予定しておりましたが平成14年12月末現在で5万8,000トンが搬入されております。これは前年度の同期と比較いたしまして約3,000トン、6.3%の増となっております。

また、肉骨粉の焼却につきましては、付近住民の皆さんのご理解により、平成14年12月以降も引き続き焼却を実施しております。平成14年度の焼却量につきましては、約2,400トンと予定しており、7,300万円ほどの収入を見込んでおります。

次に、「フレッシュランド西多摩」につきましても、利用者の皆様の要望に沿いまして年末年始の営業日を拡大し、実施いたしましたところ、大変多くの皆様にご利用をいただき、好評のお言葉をいただいているところでございます。今後も皆様のご要望を取り入れ、住民の福祉の向上に貢献していきたいと考えております。

このほか、平成14年11月に、平成10年度から当組合のごみ焼却業務を委託しております泰成エンジニアリングが、千葉県八千代市におきまして贈収賄事件を起こしたことが判明いたしました。当組合としては、西多摩衛生組合契約事務協議会で事実調査に当たるとともに、他団体の動向等を調査した結果、競争入札参加資格指名停止措置基準に基づき、平成14年12月18日から12カ月間の指名停止措置処分をしたところであります。なお、泰成エンジニアリングとの契約期間は本年の3月31日までとなっておりますので、この間につきましては業務を履行させる予定でございます。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、専決処分の承認を求めることについてのほか2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

極めて簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森田昌巳君） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

6 番 永井 寅一議員

7 番 大塚 勝江議員

以上 2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本臨時議会の招集通知につきましては、西衛発第 675 号、平成 15 年 1 月 17 日付をもちまして管理者より議会あてに平成 15 年第 1 回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の日程でございますが、既にお手元に配付させていただいております審議日程の順序によりまして進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りするところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第 4、議案第 1 号、平成 14 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）と、日程第 5、議案第 2 号、平成 14 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本臨時会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役、事務局長以下事務局職員が出席しておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次臨時会の会期については、1 月 24 日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま議題となりました西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案の職員の給与条例の改正につきましては、青梅市、羽村市、瑞穂町ではそれぞれ平成 14 年 12 月議会に上程され、可決されております。

西多摩衛生組合職員の給与につきましては、従来より羽村市に準じて改定していることから、当組合といたしましても議会にお諮りをしたかったわけでございますが、いずれも 12 月定例会中というところで、議会の招集をするいとまがなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処

分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、今年度、人事院は民間給与との較差を是正するため、給与勧告制度創設以来初の2.03%の引き下げ勧告を行いました。また期末勤勉手当につきましても、民間の動向を踏まえ、0.05月のマイナスという4年連続の引き下げを勧告しております。

一方、東京都人事委員会でも、東京都の職員給与が民間給与を1.64%上回る官民逆較差が生じているとし、給料表の引き下げ改定及び扶養手当の改定によりこれを是正し、期末手当につきましても人事院勧告と同様に0.05月分を引き下げる勧告を行っております。

これらの勧告、構成市町の動向を考慮した結果、給料表の引き下げ及び扶養手当の改定、期末手当の引き下げを内容とする条例の一部改正を専決処分で行わせていただいたところでございます。

改正の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳君） それでは、事務局より補足説明を願います。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、専決処分させていただきました西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元に配付してございます西多摩衛生組合議会臨時議会議案書の4枚目にございます承認第1号附属資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

まず、第9条第3項は、扶養手当の月額に関する規定でございまして、第1号に掲げる配偶者及び第2号に掲げる扶養親族である子に対する扶養手当の額を、現行1万7,500円から1,500円引き下げまして1万6,000円にいたそうとするものでございます。

次に、第4号は、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の者に対する扶養手当の額を現行3,000円から1,000円引き上げまして4,000円にいたそうとするものでございます。

なお、3号に規定されております配偶者以外の扶養親族のうち2人目に対する扶養手当の額につきましては据え置きとなっております。

2ページをごらんいただきたいと存じます。

第20条第2項は、期末手当の額に関する規定でございまして、これは期末勤勉手当の年間支給額を、現行100分の470を100分の465とするため100分の5を引き下げるものでございまして、12月の支給現行100分の155を100分の150にいたそうとするものでございます。

恐れ入ります。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思ひます。

別表第1一般職給料表は、一般行政職の職員に適用するものでございまして、1級から3級は主事並びにこれに相当する職にある者、4級は主任、5級は係長、6級は課長補佐、7級は課長、8級は統括課長、9級は部長にそれぞれ適用するものでございます。

この給料表によりまして給与改定をすることとなりますが、表上と実質の改定率引下額を申し上げますと、表上での改定率はマイナス1.74%で、引下額は6,144円でございます。実質での改定率はマイナス1.77%で、引下額は7,027円でございます。

次の別表第2の一般職給料表2表につきましては、イの労務職の職員に適用するものでございまして、2級は特に高度の技能、または経験を必要とする業務を行う職にある者、3級は技能主事に当たる者、1級につきましては2級及び3級に属さない職にある者についてそれぞれ適用するものでございます。

別表第2の改正率と引下額を申し上げますと、表上の改定率はマイナス1.63%、引下額は4,804円、実質での改定率は1.69%で、引下額は6,073円でございます。

恐れ入ります。3ページに戻りまして附則につきまして説明申し上げます。

第1項は施行期日に関する規定でございます、平成15年1月1日から施行するものでございます。

第2項は期末手当の特例措置に関する規定でありまして、先ほど説明申し上げましたとおり、12月期の期末手当を100分の5削減いたしておりますが、12月期の期末手当につきましては既に支給しておりますので、平成14年度に限り特例的に平成15年3月期の期末手当から削減いたそうとするものでございます。

また、平成14年4月からの年間給与で実質的な官民の均衡が図られるよう、所要の調整といたしまして100分の20の削減を平成15年3月期の期末手当においてあわせて実施いたそうとするものでございます。

なお、この削減措置により期末手当における実質の平均引下額は約12万円でございます、給与改定分と合計いたしますと、年間での平均引下額は約15万円となるものでございます。

以上で西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。6番永井議員。

○6番（永井寅一君） ただいま説明をいただきました。そういう中で最後に、年間1人15万円ということかなと思うのですけれども、そのことをもう少し詳しくと、それから全体でどのぐらいの金額が削減になるのか、その2点をお願いいたします。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、ご質問に対しますお答えを申し上げます。

全体での給与の影響額でございますが、34名分の給与で約91万円、賞与で約411万円ほど減額となります。

1人当たり15万円の内訳でございますが、（「それはいい」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 2番谷議員。

○2番（谷 四男美君） それでは、1点だけ確認といたしますか、質疑しますけれども、これは公務員の方に、主に4月の方が定期昇給が多いんですが、その他の各職員によっては昇給時期が違いますよね。定期昇給があっても、中にはわたる人も、等級が、役職が変わって等級がわたる人もいるんですけれども、それらをトータルに勘案して、定期昇給があってもマイナス改定ということになると、実質的には定期昇給分を上回るようなものは、実質的にはどうなのかどうか、ある程度プラスになるのか、あるいは定期昇給分があってもこれはマイナスになるのか、給与改定、マイナスの改定でね。そこら辺が、都職の給料表を使っていると思いますけれども、そこら辺が、羽村の方の給料表を使っていますので、ちょっとわかりませんので、その辺はどうなっているのかなど。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） ただいまの質問でございますけれども、先ほど申し上げました今回のマイナスが平均で7,000円ぐらい、それから定期昇給、今、数字を手元に持っておりませんが、そのほかに期末手当で約15万円程度の削減がございます。これらをあわせると定期昇給はそれを上回ることはございませんので、実質的には全員の方がマイナスというような形になろうかと思っております。

○2番（谷 四男美君） わかりました。

○議長（森田昌巳君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）及び日程第5、議案第2号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま一括議題となりました議案第1号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）及び議案第2号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ200万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入で10月からの肉骨粉焼却受託金収入3,174万6,000円を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただいております。このほか平成15年度のごみ焼却業務委託につきまして、内容が特殊な業務でございますので、平成14年度予算におきまして債務負担行為を設定し、平成15年4月1日以降の業務委託の契約事務を進めさせていただきたいと考えております。

次に、議案第5号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第2号）に基づきまして、分賦金の総額を3,374万8,000円減額いたしまして、33億3,179万5,000円に変更しようとするものでございます。

なお、議案第1号及び第2号の詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳君） 事務局より補足説明をお願いいたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、ただいま管理者より提案申し上げました議案第1号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）及び議案第2号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細説明をさせていただきます。

恐れ入ります。お手元に配付しております西多摩衛生組合補正予算（第2号）の1ページをお開き



いただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億円といたそうとするものでございます。

第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものといたそうとするものでございます。

第2条におきまして、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものといたそうとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、歳入におきまして第1款分賦金3,374万6,000円の減額と、第4款諸収入3,174万6,000円の増額との相殺によりまして、200万円を減額いたしまして、補正後の歳入の総額を36億円といたそうとするものでございます。

次に、歳出におきましては第5款公債費204万6,000円を減額いたそうとするものでございます。

次に、第6款予備費調整といたしまして4万6,000円を増額いたしまして、減額補正額を200万円、補正後の歳出総額を36億円といたそうとするものでございます。

次に、第2款債務負担行為でございます。平成14年度から平成15年度のごみ焼却業務委託の限度額を1億3,000万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入について説明申し上げます。第1款第1項第1目分賦金は3,374万6,000円の減額でございますが、詳細につきましては後ほど説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

次に、第4款2項1目雑入は3,174万6,000円の増額でございますが、これは肉骨粉焼却受託金の増によるものでございます。これは肉骨粉の焼却量を10月から12月までは実績を、また1月から3月までは日量8トンと見込みまして積算いたしましたものでございます。

以上、補正額の合計を200万円減額いたしまして、歳出予算を36億円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの第5款2項利子204万6,000円減額でございますが、これは余熱利用施設建設事業費の利子188万1,000円と一時借入金の利子16万5,000円をそれぞれ減額いたしましたものでございます。

第6款予備費で調整いたしまして、4万6,000円の増額でございます。

以上、補正額の合計を200万円減額いたしまして、歳出予算を36億円といたそうとするものでございます。

次に、債務負担行為について説明申し上げます。7ページでございます調書は、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

これにつきましては、先ほど管理者のあいさつにもございましたように、当組合のごみ焼却業務委託業者の指名停止措置に伴います予算措置でございます。

その内容につきましては、平成15年度のごみ焼却業務委託について、委託業者を平成14年度中に決定いたしまして、委託業者の適正な履行の確保を図る必要がありますことから、債務負担行為を設定いたしまして、その限度額を1億3,000万円として契約を締結いたそうとするものでございます。

この債務負担行為の限度額1億3,000万円の積算根拠につきましては、清掃工場の運営と管理及び下水道施設維持管理積算要領などを参考にいたしまして、1人当たりの委託単価を651万4,000円と積算いたしましたものでございます。

次に、分賦金の変更につきまして説明申し上げます。

恐れ入ります。14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の資料をご用意いただきたいと思っております。

資料の上段の表は構成市町の花賦金の比較表でございまして、構成市町別に申し上げますと、青梅市15億7,813万6,000円になりまして、補正1号との比較で1,586万3,000円、1%の減、福生市は6億9,232万7,000円になりまして、補正1号と比べますと677万6,000円、0.97%の減、羽村市は6億3,990万2,000円となりまして、補正1号との比較では642万1,000円、0.99%の減、瑞穂町は4億2,143万円になりまして、補正1号との比較で468万6,000円、1.1%の減でございます。分賦金の合計額を33億3,179万5,000円といたそうとするものでございます。

なお、この変更に伴います分賦金の減額は、3月の納入分で調整したいと考えております。

以上で平成14年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)及び平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(森田昌巳君) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。6番永井議員。

○6番(永井寅一君) 説明資料の7ページです。債務負担行為です。これは先ほど管理者が、前回でしたか、4番議員さんが指摘したことかと思っております。泰成エンジニアリングのことで、3月末でいわゆる契約が終わるということで、新たに業者を選定したかと思っております。

そういう中で、この選定をする過程に当たりましてどのようなことを、泰成エンジニアリングの行為に対して踏まえた中で当然取り組みをしていると思うんですよ。そういう中でどういうことを基準として業者を選定しているのか、また何社ぐらいやったのか、そういうことをもう少し詳しく説明してください。

○議長(森田昌巳君) 森田事務局長。

○事務局長(森田義男君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、泰成エンジニアリングを選定した一番最初の経緯でございますけれども、これは新しい炉が建設されましたときに選定したものでございまして、最初のときの入札参加業者につきましては4社でございます。この中で指名競争入札によりまして泰成エンジニアリングが一番低い札でございましたので、そちらの方に契約したというふうな経緯がございます。

その後、ことしの14年まで4年間経過しているわけでございますけれども、それぞれその年度ごとに、当初は10年度が最初でございましたけれども、11年度につきましてはそれぞれ違う業者を3社、泰成エンジニアリングを含めまして3社の競争見積りというような形で見積りを取ってございます。この中におきましても一番低いといいますが、金額が安かったというようなことで、これで契約をしていたのが泰成エンジニアリングでございます。それから今年度につきましても同じような形で見積りを取りまして、金額の比較をさせていただきます。

結果的に、随意契約というような形になろうかと思っておりますけれども、そのような形で競争原理を働かせております。

以上が経過でございます。

○議 長（森田昌巳君） 6 番永井議員。

○6 番（永井寅一君） 今の経緯はわかりました。その中で3月で一応契約が泰成エンジニアリングは終わるわけですね。その新規のためにこの債務負担行為をやると思うんです。その後はどういうふうにしてやられようとしているのか、その辺のこともご説明願いたいと思います。

○議 長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 現在、提案してございます債務負担行為でございますけれども、先ほど管理者の方から説明を申し上げましたように、指名参加の停止を、12 カ月というような処分をしてございます。したがって、3月31日をもちまして新しい契約ができないわけでございます。

ただ、特殊な運転業務でございますので、早めに慣れていただくために、研修期間等を設けまして、業者を決定をして、運転業務に支障がないようにしたいというのが私どもの考えでございます。改めてこの議案をお認めいただけましたら、指名参加業者を選定をいたしまして、その中で入札を行い、なるべく早い機会に契約を結んで、4月以降の業務に差し障りがないようにもっていきたいと、そのような考えでございます。

○議 長（森田昌巳君） 2 番谷議員。

○2 番（谷 四男美君） それでは2点ばかり。1点目が、先ほどの報告の中で肉骨粉の焼却処理量の関係が日量8トンと、1月から3月ということで報告があったんですけれども、日量10トンということが目標値だったと思うんですね。これが8トンになった経過ですね。その要因について、それから富士化学の総生産量との関係があるのかどうか、そこら辺の関係で、総生産量が減ってきて8トンになったのか、あるいは一酸化炭素とかいろいろ前に問題がありましたよね。そういった環境に対する、負荷に対する問題でこうなったのかどうか、そこら辺の原因を少し説明願いたいと思います。それから2点目に、今の永井議員がおっしゃいましたことの件で、泰成エンジニアリングの件で再確認いたしますけれども、これは12カ月の指名停止ということは予防的な措置として非常にいい判断だと思います。それで見積りを取って、見積りあわせをして随意契約という形が多いわけですが、これは今、先ほどの話ですと、今度はこの委託契約についてはちゃんと入札行為を行って、その中で処理すると、そういうことでよろしいんですか。もう一度確認します。

○議 長（森田昌巳君） 森田局長。

○事務局長（森田義男君） 1点目の肉骨粉の件でございますけれども、当初、一昨年12月に肉骨粉焼却を開始しましたときには、在庫が非常に多くなっておりまして。ピークでは4,000トン近い在庫があったわけですが、現在のところ800トンぐらいに減っており、ある程度見通しもついたというようなお話も聞いてございます。

したがって、相対的にこの先の処理の見通しが、東京都に限ってですけれども、ついてきたということで、東京都23区清掃組合の方でも少し焼却量を下げようということも聞いてございます。そんな中で私の方も総量的に下がってきたというようなこともございまして、10トンから8トンにさせていただいたというようなことでございます。

それから、2点目の泰成エンジニアリングの関係でございますけれども、ご指摘のとおり何社かによる指名競争入札というような形で入札をしたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○2 番（谷 四男美君） 終わります。

○議 長（森田昌巳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田昌巳君） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）及び議案第2号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件については、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成15年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時08分 閉会